

漁業免許方針 新旧対照表 (案)

平成29年(24年)作成 免許方針	令和4年作成(案) 免許方針	考え方	備考
<p>第1 趣旨 [H29年]</p> <p>平成28年3月に策定した香川県水産業基本計画では、高品質な水産物を安定的に供給し続ける役割を果たしていくために、「魅力ある水産物の生産・流通・販売で元気な浜の復活」を基本目標としている。そのためには、今後本県水産業が持続的に発展するための基本的な道筋として、「消費者の五感が求める水産物の生産と消費拡大・販売強化」と「元気な漁業者の育成と生産力を高める漁港・漁場の創造」を2本柱とした基本方針を定め、各種施策を展開することとしている。</p> <p>この免許方針は、現在免許している漁業権のうち、区画漁業権(真珠養殖業を除く)及び定置漁業権の存続期間が平成30年で満了することに伴い、香川県水産業基本計画の目標達成に向けて、水産資源や漁場の有効利用を図り、漁業生産の安定・向上を目指し、下記に示す免許期間における漁場計画の樹立及び漁業の免許に必要な事項を定めるものとする。</p> <p>なお、共同漁業権及び区画漁業権のうち真珠養殖業の取扱いについては、次回の一斉切替えまでの間、平成24年11月に策定した漁業免許方針によるものとする。</p>	<p>第1 趣旨</p> <p><u>香川県海面における海区漁場計画の作成及び変更並びに漁業の免許については、漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)に定めるもののほか、この方針によるものとする。</u></p> <p>この免許方針は、現在免許している<u>共同漁業権、区画漁業権及び定置漁業権</u>の存続期間が令和5年で満了することに伴い、水産資源や漁場の有効利用を図り、漁業生産の安定・向上を目指し、下記に示す<u>漁業権の存続期間</u>における<u>海区漁場計画の作成等</u>に必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>・漁業権に関する事務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)における自治事務と位置づけられており、都道府県により処理されるもの。</p> <p>・水産庁からは、参考資料に示す技術的助言がある。</p>	
<p>第2 基本的な考え方 [H29年]</p> <p>平成25年10月1日以降に免許した特定区画漁業権及び定置漁業権は、平成24年11月に策定した漁業免許方針に基づき、漁場計画の樹立と漁業の免許を行ってきた。</p> <p>その後も、漁業者の高齢化や減少が一層進み、海域環境の変化により生産量が減少している中で、産地間競争の激化、消費者ニーズの多様化などにより、水産物の価格は低迷している。また、餌飼料価格の高騰による漁業コストの上昇、経済連携協定の進展など本県水産業とそれを巻き巻く環境が大きく変化していることから、今回の免許更新に際しては、これらの状況を十分に考慮したうえで、地区ごとに将来見通しを十分に立てて、漁場の再編整備による水面の総合的かつ効果的な利用を図ることにより、漁業生産の維持・増大に努めるものとする。</p> <p>なお、資源的に明らかに不適當であることが判明した場合を除き、更新後における漁業権の変更や廃止を頻繁に行うことのないよう、中・長期的な視野に立って的確な漁場の再編配置を行うものとする。</p> <p>このことから、知事が漁場計画を樹立するにあたっては、次の事項を考慮するものとする。</p> <p>(備考) 特定区画漁業権とは、藻類養殖業、真珠養殖業を除く垂下式養殖業、小割式養殖業若しくは第三種区画漁業たる貝類養殖業を内容とする区画漁業権をいう。</p>	<p>第2 基本的な考え方</p> <p>平成26年1月1日以降に免許した区画漁業権のうち真珠養殖業及び共同漁業権並びに平成30年10月1日以降に免許した区画漁業権及び定置漁業権は、平成24年11月及び平成29年8月に策定した漁業免許方針に基づき、漁業の免許を行ってきた。</p> <p><u>その間、漁業者の減少や高齢化が一層進み、海域環境の変化により生産量が減少しているほか、令和2年以降の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、水産物の価格が低迷するとともに、生産資材や燃油の高騰による漁業コストの上昇等、本県水産業を取り巻く環境は厳しさを増している。</u></p> <p><u>漁業法等の一部を改正する等の法律(平成30年法律第95号)が令和2年12月1日に施行され、改正後の法では、漁場を適切かつ有効に活用している既存の漁業者の漁場利用を確保しながら、生産性の向上や漁場の有効活用が図られるよう規定された。</u></p> <p>今回の<u>漁業権の一斉切替え</u>に際しては、これらの状況を十分に考慮したうえで、地区ごとに将来見通しを十分に立てて、水面における漁業生産力を発展させるため、水面の総合的な利用を推進するとともに、水産動植物の成育環境の保全及び改善に努めるものとする。</p> <p>なお、資源的に明らかに不適當であることが判明した場合を除き、<u>一斉切替え後</u>における漁業権の変更や廃止を頻繁に行うことのないよう、中・長期的な視野に立って的確な漁場の再編配置を行うものとする。</p> <p>このことから、知事が<u>海区漁場計画を作成</u>するにあたっては、次の事項を考慮するものとする。</p>		<p>・法改正により、特定区画漁業権という概念はなくなり、養殖業の種類いかんを問わず、個々の区画漁業権の性格に応じて都道府県知事が団体漁業権とするか否かを定める仕組みへと改められた。</p> <p>・「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」が令和2年12月11日に公布され、違法に採捕された水産動植物の流通を防止するため、特定第一種水産動植物(アワビ、ナマコ)については、取扱事業者間における漁獲番号等の情報の伝達、取引の記録の作成・保存等の対応が必要となる。</p>
<p>1 免許期間 [H29年]</p> <p>特定区画漁業権及び定置漁業権の免許期間については、平成31年1月1日から平成35年12月31日までとする。</p> <p>ただし、特定区画漁業権のうち、のり養殖業、わかめ養殖業、こんぶ養殖業及びあおのり養殖業をそれぞれ内容とする第一種区画漁業については、平成30年10月1日から平成35年9月30日までとする。</p> <p>なお、漁業調整のため特に必要と認められる場合には、前記期間より短い期間を定めることとする。</p>	<p>1 漁業権の存続期間</p> <p>共同漁業権については<u>令和6年1月1日から令和15年12月31日まで</u>、区画漁業権及び定置漁業権については、<u>令和6年1月1日から令和10年12月31日まで</u>とする。ただし、区画漁業権のうち、藻類養殖業を内容とする第一種区画漁業については、<u>令和5年10月1日から令和10年9月30日まで</u>とする。</p> <p>なお、漁業調整のため<u>必要な範囲内</u>で、前記期間より短い期間を定めることがある。</p>		<p>・法第75条について記載。</p>

平成29年(24年)作成 免許方針	令和4年作成(案) 免許方針	考え方	備考
<p>2 漁場計画 [H29年]</p> <p>(1) 現在行使中の漁業権は、漁業法第11条の2の趣旨により、当該漁業権の存続期間満了による空白期間を生じないように考慮する。</p> <p>(2) 既存の漁業権のうち、長期間にわたり全く行使をしていないと認められるものについては、正当な理由がない限り漁場計画を樹立しない。</p> <p>(3) 既存の漁業権のうち、事業対象としている品種が経営上著しく安定性を欠くと判断されるものについては、漁場計画を樹立しない。</p> <p>(4) 既存の漁業権については、限られた漁場をより有効に利用するため、可能な限り以下の点に留意して漁場計画を樹立する。</p> <p>① 同一漁業種類の漁業権が隣接するものについては、統廃合する。</p> <p>② 区画漁業権の漁場の形態は、漁業施設が無駄なく設置できるよう「方形」を基本とし、沿岸域等漁場価値の低い区域は除外する。</p> <p>③ 同一漁場への第一種区画漁業の重複免許は、原則として行わない。</p> <p>④ 漁船の航行安全を図るため、水路は十分に開ける。</p>	<p>2 海区漁場計画</p> <p><u>知事はその管轄に属する海面について5年ごとに海区漁場計画を定めるものとする。</u></p> <p><u>海区漁場計画は、それぞれの漁業権が海区に係る海面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないように設定され、また、活用漁業権があるときは、類似漁業権として設定する。なお、活用漁業権が団体漁業権(その内容たる漁業を自ら営まない漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が免許を受けるもの)であるときは、団体漁業権として類似漁業権を設定する。</u></p> <p>(1) <u>活用漁業権</u></p> <p><u>海区漁場計画の作成の時において、適切かつ有効に活用されている漁業権。漁場を「適切かつ有効」に活用しているかどうかの判断は、改正漁業法に基づく海面利用制度等の運用について(海面利用制度等に関するガイドライン(令和2年6月30日付け2水管第499号水産庁長官通知))別紙1のチェックシートで行う。漁業権を有する者(以下「漁業権者」という。)は漁場を適切かつ有効に活用する責務を有しているため、漁場を持続的に利用できるよう、生産量等の項目を含む事業計画書等に基づき自らの事業を評価し、計画的に漁業を行う必要がある。</u></p> <p>(2) <u>類似漁業権</u></p> <p><u>活用漁業権とおおむね等しいと認められる漁業権。活用漁業権があるときは、類似漁業権を海区漁場計画に設定する。おおむね等しいかどうかは、活用漁業権に係る漁場の現況及び利用の状況等を勘案して、現に免許を受けている漁業権者が従前と同様の漁業を営み得るかを実質的に判断する。</u></p> <p>(3) <u>新規の漁業権</u></p> <p>ア <u>活用漁業権ではないと判断された既存の漁業権については、漁業権の内容の必要な見直しを行った上で、海区漁場計画に設定する。なお、改善が見込まれない場合や、長期間にわたり行使をしていないものについては、海区漁場計画に設定しない。</u></p> <p>イ <u>おおむね等しいの範囲を超えると判断される部分については、類似漁業権とは別に、新規の漁業権として海区漁場計画に設定する。</u></p> <p>ウ <u>現に漁業権が存しない場合の設定については、事業計画書、漁場の環境条件、利用状況等を踏まえ、実施可能性を判断する。なお、事業対象種が経営上著しく安定性を欠くと判断されるもの、海況条件等からみて操業が見込まれないものについては、海区漁場計画に設定しない。</u></p> <p>(4) <u>限られた漁場をより有効に利用するため、可能な限り以下の点に留意して海区漁場計画を作成する。</u></p> <p>ア 同一漁業種類の漁業権が隣接するものについては、統廃合する。</p> <p>イ 区画漁業権の漁場の形態は、漁業施設が無駄なく設置できるよう「方形」を基本とし、沿岸域等漁場価値の低い区域は除外する。</p> <p>ウ 同一漁場への第一種区画漁業の重複免許については、<u>養殖方法の類似性、漁場利用等を考慮する。</u></p> <p>エ 漁船の航行安全を図るため、水路は十分に開ける。</p>	<p>•沿岸部の漁業権については、利用実態を考慮した上で、漁場価値が低い区域は除外する。特に、第一種区画漁業については、利用実態を十分考慮すること。</p> 	<p>•法第62条、63条の規定について記載。</p> <p>•旧漁業法第11条の2は改正法では削除された。同内容の規定は法第64条第7項に引き継がれているが、十分な免許申請期間と審査期間を確保するという趣旨が主であるため、旧(1)は削除した。</p> <p>•活用漁業権が団体漁業権であるときは、類似漁業権が団体漁業権として設定されていることが海区漁場計画の要件となる。区画漁業権を新たに設定する場合や従来の漁業権者が利用しなくなった場合について、県は、漁業権者に直接免許される個別漁業権と、漁協等が免許を受けて組合員間の調整を図りながら漁場を利用する団体漁業権のいずれかで免許設定することを判断する。</p>
<p>3 関係機関との協議 [H29年]</p> <p>水面を漁業に利用する場合には、漁業法による規制のほか、漁業の用に供する施設等は港湾法、漁港漁場整備法、河川法、海岸法、電気通信事業法等によっても規制を受けることになるので、次の者と協議する。</p> <p>(1) 港湾区域、漁港区域、河川区域及び海岸保全区域内にあっては当該区域を管轄する管理者の長</p>	<p>3 関係機関との協議</p> <p>水面を漁業に利用する場合には、漁業法による規制のほか、漁業施設等について港湾法、河川法、漁港漁場整備法、海岸法、電気通信事業法等によっても<u>重複的に</u>規制を受けることになるので、次の者と協議・調整を図る。</p> <p>(1) 港湾区域、漁港区域、河川区域及び海岸保全区域内にあっては当該区域を管轄する管理者の長</p>		<p>•法第63条第1項第1号の規定について記載。</p>

平成29年(24年)作成 免許方針	令和4年作成(案) 免許方針	考え方	備考
(2) 港則法で定める港の区域内、その他船舶の輻輳する区域内にあつては、当該区域を管轄する海上保安部署の長(特定港にあつては港長) (3) その他関係機関の長	(2) 港則法で定める港の区域内、その他船舶の輻輳する区域内にあつては、当該区域を管轄する海上保安部署の長(特定港にあつては港長) (3) その他関係機関の長		
	4 利害関係人の意見聴取 県が海区漁場計画の案を作成するときは、海面を活用する意欲ある者の要望や、幅広い関係者の意見を聴取して水面の利用について調整する必要があることから、県ホームページで約1か月間公表する。意見聴取の結果の公表にあたっては、提出された意見及びそれに対する県の回答又は考え方を併記する。		・法第64条の規定について記載。 ・香川県パブリック・コメント手続に準じ、公表期間は1か月とする。
4 所有者、占有者の同意 [H29年] 免許を受けようとする漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合において、その所有者又は占有者の同意がないときは、漁業法第13条第1項第4号の規定に基づき、漁場計画を樹立しない。	5 所有者、占有者の同意 免許を受けようとする漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合において、その所有者又は占有者の同意がないときは、 <u>海区漁場計画に設定しない。</u>		・法第71条第1項第4号の規定について記載。 「～同意がないときは免許をしない」
5 漁場区域の表示 [H29年] 漁業権は、漁業法第23条の規定により物権とみなされるので、漁場の区域は明確でなければならないため、次の事項に留意する。 (1) 漁場の区域は、原則として基点から沖合の顕著な不動物体を見通す線上に設けた点を結んで表示する。 (2) 基点は、国土地理院発行の地形図あるいは海上保安庁水路部編集・発行の海図に記載された物標等を用いて表示する。 (3) 見通し線等を方位で表示する場合は、真方位を用いる。 (4) 漁場区域内に河口がある場合は、両岸見通し線上や橋梁等に基点を定め、河口部分の境界線を明確にする。 (5) 漁場については、公的な権利の設定区域として、密漁等の犯罪の防止の観点から広く一般に周知するため、ホームページなどを活用し漁場図等を公開する。 (6) 基点等の表示は、従来の表示方法を基本とする。ただし、可能な場合は衛星測位及び地理情報システム等によって把握・整理した基点の緯度経度(世界測地系)を併記する。	6 漁場の区域 漁業権は、漁業法第77条の規定により物権とみなされるので、漁場の区域は明確でなければならないため、次の事項に留意する。 (1) 漁場の区域は、原則として基点から沖合の顕著な不動物体を見通す線上に設けた点を結んで表示する。 (2) 基点は、国土地理院発行の地形図あるいは海上保安庁水路部編集・発行の海図に記載された物標等を用いて表示する。 (3) 見通し線等を方位で表示する場合は、真方位を用いる。 (4) 漁場区域内に河口がある場合は、両岸見通し線上や橋梁等に基点を定め、河口部分の境界線を明確にする。 (5) 漁場については、公的な権利の設定区域として、密漁等の犯罪の防止の観点から広く一般に周知するため、 <u>海区漁場計画の公示と併せて県ホームページ</u> などを活用し漁場図等を公開する。 (6) 基点等の表示は、従来の表示方法を基本とし、可能な場合は <u>漁場の区域について緯度経度(世界測地系)</u> を併記する。	・沖側の点から緯度経度の併記を進める。なお、大臣免許と同様に度分秒単位とし、整数表示とする。	・漁場の位置及び区域は、海区漁場計画に定める事項(法第62条第2項第1)のひとつ。 ・海区漁場計画の公示は法第64条に規定。
6 免許にあたっての制限又は条件 [H29年] 従来、それぞれの漁業権ごとに制限又は条件を附して免許しているが、今回の免許更新にあたって原則として現行と同一の制限又は条件を附する。	7 免許にあたっての条件 従来、それぞれの漁業権ごとに条件を付けて免許しているが、今回の <u>一斉切替え</u> にあたって原則として現行と同一の条件を付ける。		・新たに条件を付す必要がある場合は、漁業権行使規則(法第106条)や漁業調整委員会指示(法第120条)により対応する。
7 漁協合併等との関連 [H29年] 漁業権の管理主体たる漁協組織は、漁業就業者の減少と高齢化により、今後更なる脆弱化が想定されている。このような状況下で、平成26年の漁業権一斉切替え時にも、香川海区漁業調整委員会から、県に対して「免許の存続期間中に漁業権者である漁協が消滅することがないよう引き続き合併など基盤強化を積極的に促進するよう」意見があり、県としても漁協の経営改善による漁協の基盤強化に取り組んでいる。そこで、更新後の免許の存続期間内においても適切に漁業権の維持・管理が行われるよう、漁場計画の樹立にあたり次の事項を考慮するものとする。 (1) 免許存続期間内に正組合員数が法定要件を欠くことが容易に推測されるときは、原則として漁協合併の具体的計画が存在する場合に限り漁場計画を樹立する。 (2) 漁協合併の計画がある場合には、行使者数及びその地区範囲の拡大を図	8 漁協合併等との関連 漁業権の管理主体たる <u>漁業協同組合(以下「漁協」という)</u> は、漁業就業者の減少と高齢化により、今後更なる脆弱化が想定されている。このような状況下で、平成30年の漁業権一斉切替え時にも、香川海区漁業調整委員会から、県に対して「依然として漁業者自身の減少等により漁業活動の母体である漁協の経営が一段と厳しくなっていることから、引き続き漁業権者である漁協の基盤強化を積極的に促進するよう」意見があり、県としても漁協の経営改善による漁協の基盤強化に取り組んでいる。そこで、 <u>一斉切替え後の漁業権の存続期間内</u> において、適切に漁業権の維持・管理が行われるよう、次の事項を考慮するものとする。 (1) 漁業権の存続期間内に正組合員数が法定要件を欠くことが容易に推測される際は、原則として漁協合併の具体的計画が存在する場合に、 <u>海区漁場計画に設定</u> する。	旧免許方針の(2)については、文章を修正して(第	

平成29年(24年)作成 免許方針	令和4年作成(案) 免許方針	考え方	備考
<p>るため、可能な限り合併対象漁協間の共有を想定した漁場計画樹立を基本とする。</p>		3, 1, (3)イに移動。	
<p>第3 共同漁業 [H24年]</p> <p>1 総括</p> <p>(1) 漁場の区域 漁場の区域は、その漁業に必要で、かつ、漁業協同組合が十分に管理を行える範囲内でなければならないので、原則として現行漁業権の範囲内とする。ただし、生産の増大が見込める場合は、漁場の見直しをする。</p> <p>(2) 漁業の時期 漁業の時期は、実態に基づき、当該漁業の操業が行われている時期を考慮して定めるが、第一種共同漁業の場合は、資源保護を十分踏まえて検討する。</p> <p>(3) 関係地区 関係地区は、漁業権の保有を決定する上で、また、漁業権を行使する上においても重大な影響があるので、次の事項に留意する。</p> <p>① 関係地区は市町名等で表示するが、原則として漁協単位に考える。複数漁協にまたがる関係地区を定める場合には、あらかじめ関係者間の調整を十分に行い、管理主体が不明確となったり、管理意欲が低下するなど適正な漁場管理が行われない事態が生じないように考慮する。</p> <p>② 合併漁協にあっては、関係地区の組合員の意思が適切に反映されるよう水産業協同組合法第51条の2の規定に基づく「漁業権の管理に係る部会制度」の活用を図るため、関係地区を合併前の漁協又は従前の地区の単位とすることができるものとする。</p>	<p>第3 共同漁業</p> <p>1 総括</p> <p>(1) 漁場の区域 漁場の区域は、その漁業に必要な最小限度の海面で、かつ、漁協が十分に管理を行える範囲内で定めるべきであり、この際、他種漁業との調整にも十分に注意を払う必要があるため、原則として現行漁業権の範囲内とする。ただし、生産の増大が見込め、かつ、他種漁業との調整が図られた場合に、<u>区域の見直しをする。</u></p> <p>(2) 漁業時期 漁業時期は、実態に基づき、当該漁業の操業が行われている時期を考慮して定めるが、第一種共同漁業の場合は、資源保護を十分に踏まえて検討する。</p> <p>(3) 関係地区 関係地区は、<u>自然的及び社会経済的条件により当該漁場が属すると認められる地区で、免許についての適格性の判定に係る組合員の範囲、漁業権行使規則の制定及び改廃に当たっての同意を要する組合員の範囲、団体漁業権の分割、変更又は放棄を行おうとするときの同意を要する組合員の範囲を規定するものである。</u>漁業権を行使する上においても重大な影響があるので、次の事項に留意する。</p> <p>ア 関係地区は、市町名等で表示するが、原則として漁協単位で考える。複数漁協にまたがる関係地区を定める場合には、あらかじめ関係者間の調整を十分に行い、管理主体が不明確となり、管理意欲が低下するなど適正な漁場管理が行われない事態が生じないように考慮する。</p> <p>イ 合併漁協にあっては、関係地区の組合員の意思が適切に反映されるよう水産業協同組合法第51条の2の規定に基づく「漁業権の管理に係る部会制度」の活用を図るため、<u>また、漁場利用の実態に合わせるため、従来どおりの関係地区を基本とする。ただし、組合員行使権者数及び関係地区の範囲の拡大を図るため、合併後の漁協の地区に合わせて関係地区を統合することも可能とする。</u></p> <p>(4) <u>団体漁業権の管理</u> 共同漁業は、漁協等による漁場管理がなされ、その漁業権の関係地区の漁業者が共同して漁場を利用するという特徴がある。このため、<u>免許を受けた漁協等が自主的に漁場管理及び資源の増殖管理を行う必要がある。</u></p>	<p>・関係地区の法上の意義は、①法第72条の免許についての適格性の判定に係る組合員の範囲、②法第106条の漁業権行使規則(区画漁業権又は第一種共同漁業権)の制定及び改廃に当たっての同意を要する組合員の範囲、及び③法第108条の組合がその有する団体漁業権の分割、変更又は放棄を行おうとするときに事前に同意を要しなければならない組合員の範囲を規定するものである。また、関係地区毎に設置される組合の総会の部会において、総会に代わり漁業権の得失及び変更等に関する意思決定を行うことができるとされている(水産業協同組合法第51条の2)。</p>	<p>・関係地区は法第62条第2項第1号に規定。</p> <p>・団体漁業権とは、「その内容たる漁業を自ら営まない漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が免許を受けるもの」と定義され(法第60条)、区画漁業権の一部と共同漁業権が該当する。</p>
<p>2 第一種共同漁業 [H24年]</p> <p>[現況]</p> <p>いずれの水産動植物を目的とする漁業も零細であり、漁業者の高齢化が進んでいる。また、悪質な密漁等によりその資源状況も悪化しつつある。しかし、投石事業やあわびのように種苗放流等による増産は可能であり、また、いわがき等の未利用資源の活用も考えられる。着業に要する経費は少ないので、高齢者向け又は閑漁期の副業的な漁業として位置づけられる。</p>	<p>2 第一種共同漁業</p> <p>[現況]</p> <p>いずれの水産動植物を目的とする漁業も零細であり、漁業者の高齢化が進んでいる。着業に要する経費は少ないので、高齢者向け又は閑漁期の副業的な漁業として位置づけられる。</p>		<p>・令和2年の法改正を受け、県では法第132条に「特定水産動植物の採捕の禁止」が新設されたことから、第一種共同漁業権が設定されていなかった漁場で、自由漁業により「あわび、なまこ」を採捕している実態があった場合、漁業の実態や関係者との調整を踏まえたうえで、第一種共同漁業権を設定する方針とした。</p>

平成29年(24年)作成 免許方針	令和4年作成(案) 免許方針	考え方	備考
<p>[方針] (H24年)</p> <p>① 第一種共同漁業は、漁業者による資源の保護培養と自主的な漁場管理を特に必要とするものである。従って、対象となる水産動植物がその漁場に棲息していればよいというのではなく、経済的価値の低いもの、操業実態のないものについては、漁業権の対象に含めない。</p> <p>② 漁業の名称は、漁業の方法又は採取の方法を特に限定せず、単に「なまこ漁業」、「さざえ漁業」などとする。漁業の方法、時期等に制限を加える必要があれば、漁業権行使規則で規制を行う。</p>	<p>[方針]</p> <p>(1) 第一種共同漁業は、漁業者による資源の保護培養と自主的な漁場管理を特に必要とするものである。従って、対象となる水産動植物がその漁場に棲息していればよいというのではなく、経済的価値の低いものについては、<u>海区漁場計画に設定しない。</u></p> <p>(2) 漁業の名称は、漁業の方法又は採取の方法を特に限定せず、「なまこ漁業」、「さざえ漁業」等漁獲物の名称のみで表示する。漁業の方法、<u>漁業時期等に制限を加える必要があれば、漁業権行使規則で規制を行う。</u></p>	<p>・「えむし」「ごかい」「まで」等、操業実態の低いものについて、設定するか否かを検討する。</p>	
<p>3 第二種共同漁業 (H24年)</p> <p>[現況]</p> <p>建網漁業(藻建・磯建)と小型定置網漁業(柵網)は、本県の特徴である少量多品種の魚を対象としており、本県漁船漁業経営者の多くが操業している。しかし、漁獲される魚は、定着性、回遊性資源とも、全体的には減少傾向にあり、また、着業者の高齢化や他漁業との副業化も進んでいる。</p> <p>しかし、稚魚等の増殖場造成事業や種苗放流による資源培養や、休漁日や魚種別の体長制限の設定など資源管理型漁業の推進にも取り組んでおり、今後も本県の基幹漁業である。</p>	<p>3 第二種共同漁業</p> <p>[現況]</p> <p>建網漁業(藻建・磯建)と小型定置網漁業(柵網)は、本県の特徴である少量多品種の魚を対象としており、本県漁船漁業者の多くが操業している。しかし、漁獲される魚は、定着性、回遊性資源とも、全体的には減少傾向にある。</p> <p><u>一方で、種苗放流による資源培養、休漁日や魚種別の体長制限の設定などの自主的な管理に取り組み、資源の持続的利用に努めている。</u></p>		
<p>[方針] (H24年)</p> <p>① 漁場の範囲は、原則として現行漁業権の範囲内とする。なお、生産の拡大が見込まれ、他種漁業など地元関係者と調整が十分図られている場合は見直し等を検討する。</p> <p>② 漁業の時期は、原則として現行漁業権の範囲内とする。なお、当該漁業の操業が行われている時期や資源状況を考慮し、漁業調整が十分図られている場合は見直し等を検討する。</p> <p>③ 他の漁業との調整上、必要最小限にとどめる必要があり、柵網漁業で、長期にわたり行使者が特定される場合などは知事許可漁業へ移行も検討する。</p>	<p>[方針]</p> <p>(1) 漁場の区域は、<u>その漁業に必要な最小限度の海面で、かつ、漁協等が十分に管理を行える範囲内でなければならないため、原則として現行漁業権の範囲内とする。</u>なお、生産の拡大が見込まれ、他種漁業など地元関係者と調整が十分に図られている場合はこの限りではない。</p> <p>(2) 漁業時期は、原則として現行漁業権の範囲内とする。なお、当該漁業の操業が行われている時期や資源状況を考慮し、漁業調整が十分に図られている場合はこの限りではない。</p> <p>(3) 他の漁業との調整上、必要最小限にとどめる必要があり、柵網漁業で、長期にわたり<u>組合員行使権者が特定される場合等</u>は知事許可漁業への移行も検討する。</p>	<p>・従来漁業権の内容として取り扱ってきた漁業でも、漁具、操業方法等の変化によりむしろ知事許可漁業として扱った方が好ましい場合もあるので、このような漁業を漁業権として海区漁場計画に含めるべきかどうか、慎重に検討する必要がある。</p>	
<p>4 第三種共同漁業 (H24年)</p> <p>地びき網漁業、船びき網漁業(動力船を使用するものを除く。)、飼付漁業又はつきいそ漁業をいう。</p> <p>[現況]</p> <p>地びき網漁業は衰退し、観光又は教育実習を目的とするものを除くと、一部の地域でのみ行われている。</p> <p>つきいそ漁業は、沿岸漁業整備開発事業等の補助事業によって設置した4か所の築磯で行われている。</p>	<p>4 第三種共同漁業</p> <p>地びき網漁業、船びき網漁業(動力船を使用するものを除く。)、飼付漁業又はつきいそ漁業をいう。</p> <p>[現況]</p> <p>地びき網漁業は衰退し、観光又は教育実習を目的とするものを除くと、一部の地域でのみ行われている。</p> <p>つきいそ漁業は、沿岸漁業整備開発事業等の補助事業によって設置した一部の築磯で行われている。</p>		
<p>[方針] (H24年)</p> <p>地びき網漁業は、現行漁業権の範囲内とする。</p> <p>つきいそ漁業については、新規漁業権の設定にあたっては、原則として既存の共同漁業権漁場内に限る等の配慮をし、併せて遊漁実態等を考慮する。</p>	<p>[方針]</p> <p>地びき網漁業は、現行漁業権の範囲内とする。</p> <p><u>新規のつきいそ漁業については、原則として既存の共同漁業権漁場内に限って、海区漁場計画に設定する。</u></p>	<p>・地びき網について、操業実績がほとんどないものについては、知事許可漁業で扱う。</p>	
<p>第3 区画漁業 (H29年)</p> <p>1 総括</p> <p>(1) 漁場の区域</p> <p>区画漁業は、水面をほぼ独占し、他種漁業を排他することとなるので、水面の総合利用という観点に立って、当該地区の漁業者全体の漁業生産に留意し、特に共同漁業、その他許可漁業との関連を慎重に考慮するとともに</p>	<p>第4 区画漁業</p> <p>1 総括</p> <p>(1) 漁場の区域</p> <p>区画漁業は、水面をほぼ独占し、他種漁業に<u>影響を及ぼすものであるため</u>、水面の総合利用という観点に立って、<u>漁場の区域及び周辺</u>の漁業生産に留意し、特に共同漁業、その他許可漁業との関連を慎重に考慮するとともに、港湾及び狭</p>	<p>・海区漁場計画の作成時において、活用漁業権が団体漁業権であるときは類似漁業権を団体漁業権として設定する。新規の漁業権については、団体漁業</p>	

平成29年(24年)作成 免許方針	令和4年作成(案) 免許方針	考え方	備考
<p>に、港湾及び狭水道においては、船舶航行等の調整にも十分留意する。</p> <p>(2) 漁業の時期 漁業の時期は、漁業調整その他公益に支障のない限り、その養殖業を営む期間を原則とするが、個々にはそれぞれの養殖業の方針に定めた期間とする。</p> <p>(3) 地元地区 地元地区とは、「自然的及び社会経済的条件により当該漁業の漁場が属すると認められる地区をいう。」と定義されているが、具体的には「その漁業に対する生活の依存度という観点から判断して、そこの漁民にその漁場の管理をまかせ、その漁業をやらせるべき地区」のことをいう。 漁業権の保有者を決定するうえで、また、漁業権を行使するうえにおいても重大な影響を与えるので、次の事項に留意する。</p> <p>① 地元地区は、市町名で表示するが、原則として漁協単位に考える。複数漁協にまたがる地元地区を定める場合には、あらかじめ関係者間の調整を十分に行い、管理主体が不明確となったり、管理意欲が低下したりするなど、適正な漁場管理がなされない事態が生じないように考慮する。</p> <p>② 合併漁協にあつては、特定区画漁業権について、地元地区の組合員の意思が適切に反映されるよう水産業協同組合法第51条の2の規定に基づく「漁業権の管理に係る部会制度」を活用し、地元地区を合併前の漁協又は従前の地区の単位とすることができるものとする。</p> <p>(4) 漁協による漁業権の管理 区画漁業は、免許を受けた漁協等が漁場の利用や行使の適正化等の管理をすることから、それぞれの管理主体が当該養殖業のあるべき姿を示し、適切な管理、合理的な生産体制を整備するよう努める必要がある。</p>	<p>水道においては、船舶航行等の調整にも十分に留意する。</p> <p>(2) 漁業時期 漁業時期は、漁業調整その他公益に支障のない限り、その養殖業を営む期間を原則とするが、個々にはそれぞれの養殖業の方針に定めた期間とする。</p> <p>(3) 関係地区 <u>団体漁業権の関係地区については、共同漁業権の関係地区の箇所を参照。</u></p> <p>(4) 漁業の名称 <u>藻類養殖及び貝類養殖においては、養殖対象種を特定することにより、漁業調整に資する趣旨で、一漁業権一漁業種類の原則を堅持することを基本としてきたが、今回の一斉切替えにあたっての水産庁長官通知(海区漁場計画の作成等について(令和4年4月14日付け4水管第57号))に基づき、次のように区分する。</u></p> <p>ア 第一種区画漁業</p> <p>(7) 藻類 <u>「藻類養殖業」とする。</u> <u>種類については、のり、わかめ、こんぶ、あおのり及びその他藻類の5区分とする。</u></p> <p>(1) 貝類 <u>「貝類垂下式養殖業」、「貝類小割式養殖業」とする。</u> <u>種類については、「貝類垂下式養殖業」では、かき、あかがい、あさり及びその他貝類の4区分、「貝類小割式養殖業」では、あわび及びその他貝類の2区分とする。</u></p> <p>(4) 魚類 <u>「魚類小割式養殖業〔くろまぐろ養殖業を除く〕」、「くろまぐろ小割式養殖業」とする。</u> <u>種類については、魚種の特長や生育環境等により、ぶり類(はまち、かんぱち、ひらまさ)、まだい、とらふぐ、さけ類及びその他魚類の5区分とする。</u></p> <p>イ 第三種区画漁業</p> <p>(7) 貝類 <u>「貝類地まき式養殖業」とする。</u> <u>種類については、あかがい、あさり・はまぐり及びその他貝類の3区分とする。</u></p> <p>(5) 団体漁業権の管理 免許を受けた漁協等が漁場の利用や行使の適正化等の管理をすることから、管理主体が当該養殖業のあるべき姿を示し、<u>持続的な養殖生産を確保するため、適切な管理、合理的な生産体制を整備するよう努める必要がある。</u> <u>また、適切な管理を行うためには、実際に養殖されている種類や操業状況を把握しておくことが重要である。一漁業権の中で、複数の種類(例えば、藻類であれば、こんぶとわかめ)を養殖することが可能となるが、漁業時期については、以下の各区画漁業の方針で定める範囲内とし、養殖対象種の増加については、生態系等に及ぼす影響について配慮し、慎重に対応すること。</u></p>	<p>権として区画漁業権を設定することが当該漁業権に係る漁場における漁業生産力の発展に最も資すると認められる場合に、団体漁業権として区画漁業権を設定する(第2 基本的な考え方、2海区漁場計画の項にも記載)。</p>	<p>・関係地区の定義は法第62条第2項第1号ホに規定。</p> <p>・団体漁業権とは、「その内容たる漁業を自ら営まない漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が免許を受けるもの」と定義され(法第60条)、区画漁業権の一部と共同漁業権が該当する(再掲)。個別漁業権は、団体漁業権以外の漁業権を示す。</p>
<p>2 第1種区画漁業 [H29年]</p> <p>(1) のり養殖業</p> <p>[現況]</p> <p>平成27年度におけるのり養殖業は、97経営体、養殖柵数66,811柵、板のり生産量354,000千枚であった。平成22年度と比較して、経営体数は152から36%減少し、板のり生産量は445,000千枚から20%減少した。</p>	<p>2 第一種区画漁業</p> <p>(1) 藻類養殖業 令和2年における藻類養殖業は、本県の海面養殖生産量22,905トンのうち約6割の14,054トンを占めており、種類別では、のり類が13,989トン(うち、くろのりが13,790トン)、わかめ類が64トン、こんぶ類が1トン生産されている。</p> <p>ア のり養殖業</p>		<p>・これまで、漁業の名称については1漁業権1漁業種類としてきたため、養殖種類ごとに現況、方針を記載</p>

平成29年(24年)作成 免許方針	令和4年作成(案) 免許方針	考え方	備考
<p>近年、経営体数の減少に伴い、廃業者の張込み分を吸収し、1経営体あたりの養殖柵数は増加傾向にあり、平成22年と比較して692枚から749枚となっている。</p> <p>生産量は、平成12年度の10億枚を境に減少傾向にある。主に漁期序盤の浅海域での魚類・鳥類による食害、漁期中盤の珪藻類増殖による低栄養塩が引き起こす養殖のりの色落ちが主な減少要因と考えられ、そのような事象が発生した年は生産量が大幅に落ち込むなど、近年は特に豊凶の差が大きくなっている。</p> <p>全国的にみると、板のり生産は年によって生産量に増減がみられるが、ここ数年は減少傾向にあり、品質の低下が著しい海域もみられる。本来であれば、生産量の増加、品質の向上が望まれるものであるが、本県のり養殖の経営はどちらかといえば生産量により支えられているのが現状である。</p> <p>これらのことから、今後も引き続いて経営の合理化をはかり、育苗から加工までの管理の徹底を図り、生産性向上のための食害対策、色落ち防止技術開発などに務め、経営の安定・向上に努める必要がある。</p> <p>また、海苔養殖業は初期投資が大きいため、安定した経営を営むにあたり、漁業収入安定対策事業の活用や固定費削減による生産コストの低減をより一層進めていく必要がある。今後は地元の状況を踏まえながら、協業や共同乾燥による一層の集約化や高度化が図られるよう、柔軟な体制づくりを積極的に構築しながら、漁場行使を検討する必要がある。</p>	<p>[現況]</p> <p>令和2年度におけるのり養殖業は、75経営体、養殖柵数61,329柵、板のり生産量152,500千枚であった。生産枚数は、漁期序盤からの栄養塩不足により、記録的不作であった平成19年を下回り、平成以降最低値であった。平成27年度と比較して、経営体数は93から19%減少し、板のり生産量は361,000千枚から58%減少した。</p> <p>近年、経営体数の減少に伴い、廃業者の張込み分を吸収し、1経営体あたりの養殖柵数は増加傾向にあり、平成27年の749枚から令和2年度は786枚となっている。</p> <p>生産量は、平成12年度の10億枚を境に減少傾向にある。秋から冬季にかけての海水温の低下の遅れによる漁期の短縮、浅海域での魚類・鳥類による食害、栄養塩不足による早期の色落ちが主な減少要因と考えられ、そのような事象が発生した年は生産量が大幅に落ち込むなど、近年は特に豊凶の差が大きくなっている。</p> <p>これらのことから、今後も引き続いて経営の合理化、育苗から加工までの管理の徹底を図るとともに、生産性向上のための食害対策、色落ち防止技術開発等に務め、経営の安定・向上に努める必要がある。</p> <p>また、のり養殖業は初期投資が大きいため、安定した経営を営むにあたり、漁業収入安定対策事業の活用や固定費削減による生産コストの低減をより一層進めていく必要がある。今後は地域におけるのり養殖業の実態を踏まえながら、協業や共同乾燥による一層の集約化や高度化が図られるよう、柔軟な体制の構築が必要である。</p>		<p>していたが、現況、方針に養殖種類をまとめて記載する。貝類も同様。</p>
<p>[方針] (H29年)</p> <p>① 全国的にみて平成15年頃から生産量が減少傾向にあるが、個々の経営体の規模では現状の張込み枚数がほぼ上限と考えられ、現行柵数を増やすような漁場拡大は認めない。</p> <p>ただし、生産性及び品質向上のために既存漁場を放棄し、代替漁場を求める等、生産・経営計画に基づく養殖規模の適正化、生産性の向上を図る場合に限って慎重に検討する。協業、共同乾燥を行う場合はこの限りではなく、別途協議を行うものとする。</p> <p>② 沿岸域の漁場で、生産性が低下し、漁場価値が劣化している漁場、今後使用する見込みのない漁場については適宜整理を行う。</p> <p>③ 漁場の行使等に関しては、ノリ養殖指導指針(香川県海苔養殖研究会策定)に基づくが、漁業の時期は原則として10月1日から3月31日までの間の適当な期間とする。</p> <p>ただし、漁期末期においても比較的高等級のノリ生産が期待できる高松地区及び中讃地区においては、地元地区の水面の総合利用という観点から、共同漁業権、許可漁業との関係を十分考慮し、関係機関、関係漁業者との調整が整った場合のみ、10月11日から翌年4月10日までに行うことができるものとする。なお、漁業の時期を見直すことは、過去に例がないことから、実施漁協は、漁業の時期が4月10日までであることを、毎年2月中旬に該当保安部、海運組合、旅客船協会、県、県漁連、地元漁協及び香川県海苔養殖研究会へ連絡し、周知徹底を図るものとする。</p> <p>また、漁場行使率は、それぞれの漁場環境を勘案して定めるものとするが、概ね20分の1以下を目安とする。</p> <p>④ 養殖ノリ網枚数については、香川県海苔養殖研究会が作成する漁場改善計画において定める適正養殖可能数量を厳守する。</p>	<p>[方針]</p> <p>(7) 全国的にみて平成15年頃から生産量が減少傾向にあるが、個々の経営体の規模では現状の張込み枚数がほぼ上限と考えられ、現行柵数を増やすような漁場拡大は認めない。</p> <p>なお、生産性及び品質向上のために既存の漁場を放棄し、代替の漁場を求める等、生産・経営計画に基づく養殖規模の適正化、生産性の向上を図る場合や、協業、共同乾燥を行う場合はこの限りではない。</p> <p>(イ) 沿岸域の漁場で、生産性が低下し、漁場価値が劣化している漁場、今後使用する見込みのない漁場については適宜整理を行う。</p> <p>(ロ) 漁場の行使等に関しては、ノリ養殖指導指針(香川県海苔養殖研究会策定)に基づくが、漁業時期は原則として10月1日から翌年3月31日までの間の適当な期間とする。</p> <p>ただし、関係地区の水面の総合利用という観点から、共同漁業権、許可漁業との関係を十分に考慮し、関係機関、関係漁業者との調整が図られた場合に、10月11日から翌年4月10日までとすることができるものとする。</p> <p>(ハ) 漁場行使率は、それぞれの漁場環境を勘案して定めるものとするが、概ね20分の1以下を目安とする。</p> <p>(ニ) 養殖ノリ網枚数については、香川県海苔養殖研究会が作成する漁場改善計画において定める適正養殖可能数量を厳守する。</p>	<p>・漁業期間は10月1日～3月31日又は10月11日～4月10日が基本であるが、当該地区において、他地区に影響のあるものについては、関係するブロックと協議・調整をする。</p>	

平成29年(24年)作成 免許方針	令和4年作成(案) 免許方針	考え方	備考
<p>(1) わかめ養殖業 [H29年] [現況] 平成27年度におけるわかめ養殖業は、経営体数39、生わかめの生産量78トン、生産金額は13,000千円であり、平成22年度に比べて経営体数は増加、生産量は減少、生産金額も減少となっている。 近年は、安全安心を求める消費者のニーズによって国内産の需要が高まっており、従来よりも安定した販路が確保される傾向にある。 また、あわび養殖用餌料としての用途もあることから、県内2地区では複合的に養殖が行われ、平成22年以降3件の新規わかめ漁場が設定されている。 大幅な生産の拡大は難しいものの、経費があまりかからず、高齢者の副業、新規就業者の収入源としても適していることから、養殖に適した環境のもとで養殖管理技術や加工技術の改善・向上に努めて、高品質のわかめづくりを図る必要がある。 近年は、ノリ養殖業と同様に秋季の張込み時期に食害を受けており、その対策を行う必要がある。</p>	<p>イ わかめ養殖業 [現況] 令和2年度におけるわかめ養殖業は、35経営体、生産量30トンであり、平成27年度と比較して経営体数は漸減し、生産量は減少している。背景には、近年、秋から冬季にかけての海水温の低下の遅れによって、わかめ生育期間が短縮するとともに魚類や鳥類による食害が増加し、生産量が低下していること、収穫時期の栄養塩不足による先枯れが発生していることなどがあげられる。 一方、安全安心を求める消費者のニーズによって国内産の需要が高まっており、安定した販路が確保される傾向にある。また、あわび養殖用餌料としての用途もあることから、複合的に養殖が行われている地区もある。 大幅な生産の拡大は難しいものの、経費があまりかからず、着業しやすいことから、高齢者の副業、新規就業者の収入源としても適している。</p>		
<p>[方針] [H29年] ① 養殖管理技術、加工技術の改善・向上、経営の合理化等により、高品質の製品を生産し、併せて販路の開拓・拡大を図ることにより現状程度の流通は見込めることから、新規漁場については、水温・潮流等の漁場環境を十分に考慮するものとする。 ② 漁期は、11月1日から翌年4月30日までの期間とする。ただし、あわび養殖用餌料を生産する漁場は、水面の総合的利用という観点から、共同漁業権、許可漁業との関係を十分考慮し、関係漁業者との調整が整った場合のみ5月31日まで延長する。 また、漁場行使率は漁場により環境条件が異なるため、それぞれの漁場における実績に基づき適正に定める。</p>	<p>[方針] (7) <u>安定した販路が確保される傾向にあり、現状程度の流通は見込めることから、新規の漁業権については、水温・潮流等の漁場環境を十分に考慮した上で海区漁場計画に設定する。</u> (イ) <u>漁業時期は、11月1日から翌年4月30日までの期間とする。ただし、環境の変化に対応する観点から、共同漁業権、許可漁業との関係を十分に考慮のうえ、関係漁業者との調整が図られている場合に、5月31日まで延長する。</u> (ロ) <u>漁場行使率は、漁場により環境条件が異なるため、それぞれの漁場における実績に基づき適正に定める。</u></p>		
<p>(3) こんぶ養殖業 [H29年] [現況] 平成27年度におけるこんぶ養殖業は、6漁協の9漁場で23経営体が営んでおり、生産量はあわび養殖用餌料を除くと干コンブで0.1トンである。平成12年以降、経営体数はわかめ養殖とともに増加傾向にある。 養殖技術については比較的安定しているが、春先の低栄養塩による生育不足や色落ち、付着生物の状況等により品質が左右され、かつ製品にも厚みがないことから食用としては販路が限られるため、生産量はあまり見込めない。しかし、わかめ養殖と同様の施設で養殖が可能であることから、高齢者、新規就業者の副業として営まれている。 一方、わかめと同様に、あわび養殖用の餌料として生産している漁場がある。</p>	<p>ウ こんぶ養殖業 [現況] 令和2年度におけるこんぶ養殖業は、24経営体、生産量はあわび養殖用餌料を除くと干コンブで60kgであり、平成27年度と比較して経営体数は同程度であるが、生産量は減少している。 養殖技術については比較的安定しているが、春先の低栄養塩による生育不足や色落ち、付着生物の状況等により品質が左右され、かつ製品にも厚みがないことから食用としては販路が限られるため、生産量はあまり見込めない。しかし、わかめ養殖と同様の施設で養殖が可能であることから、比較的着業しやすい。 一方、わかめと同様に、あわび養殖用の餌料として生産している漁場がある。</p>		
<p>[方針] [H29年] ① 水温、潮流等の漁場環境が品質向上のためには重要な要因となることから、養殖漁場の適地は、限定される。このことから、新規漁場については、弾力的に対応するが、より環境条件の良好な海域への変更を主体に対応するものとする。 ② 漁期は、11月1日から翌年8月31日までの期間とし、漁場行使率は漁場により環境条件が異なるので、それぞれの漁場における実績に基づいて適正に定める。</p>	<p>[方針] (7) 水温、潮流等の漁場環境が品質向上のためには重要な要因となることから、養殖漁場の適地は、ある程度限定される。このため、新規の漁業権については、より環境条件の良好な海域への変更を原則として海区漁場計画に設定する。 (イ) <u>漁業時期は、11月1日から翌年8月31日までの期間とする。</u> (ロ) <u>漁場行使率は漁場により環境条件が異なるので、それぞれの漁場における実績に基づいて適正に定める。</u></p>		

平成29年(24年)作成 免許方針	令和4年作成(案) 免許方針	考え方	備考
<p>(4) あおのり養殖業 [H29年]</p> <p>[現況]</p> <p>平成25年度に鴨部川河口域で試験養殖を行い、その後春漁期(4月1日～6月30日)にあおのり養殖が行われるようになった。平均単価は当初1,000円/乾重kg程度であったが、年々技術が向上し平成27年度は3,000円/乾重kg程度、28年度は9,000円/乾重kg程度となっている。現在まで1漁協の2漁場で3経営体が営んでおり、養殖業として定着した。なお、平成28年度から秋漁期(9月1日～翌年1月31日)もあおのり養殖を行っている。</p> <p>この間、人工採苗した種網の保管技術は進歩向上し、9月に天然採苗を行う必要性は薄れた。また、春漁期と秋漁期を連続することにより、4月早々から収穫できるようになり、生産性向上が図られる。</p>	<p>エ あおのり養殖業</p> <p>[現況]</p> <p>平成25年度に鴨部川河口域で試験養殖を行い、その後春漁期(4月1日～6月30日)にあおのり養殖が行われるようになった。令和2年度は8経営体が営んでおり、養殖業として定着した。なお、<u>一部の地区については、秋漁期(9月1日～翌年1月31日)にもあおのり養殖を行っているが、春漁期と比べて魚類等による食害や水温・塩分の変化が大きいことなどにより、生産は不安定である。</u></p> <p><u>種網の大部分を県外業者から購入しているが、供給枚数の減少や新規着業者の増加に伴い、不安定な供給状況となっている。アオノリの生産拡大のためには、高品質な種網の安定確保が必要である。</u></p>		
<p>[方針] [H29年]</p> <p>① 水温、潮流、河川水の影響等の漁場環境が、品質向上のためには重要な要因となることから、養殖漁場の適地はある程度限定される。このことから、新規漁場については、弾力的に対応するが、あおのりにとってより環境条件の良好な海域への設定・変更を主体に対応するものとする。</p> <p>② 漁期は、10月1日から翌年6月30日とする。</p> <p>漁場行使率は漁場により環境条件が異なるので、それぞれの漁場における実績に基づいて適正に定める。</p> <p>ただし、新規漁場については短期免許で対応するものとし、漁期は必要に応じて設定する。</p>	<p>[方針]</p> <p>(7) 水温、潮流、河川水の影響等の漁場環境が、品質向上のためには重要な要因となることから、養殖漁場の適地はある程度限定される。このことから、<u>新規の漁業権については、あおのりにとってより環境条件の良好な海域への設定・変更を原則として海区漁場計画に設定する。</u></p> <p>(イ) <u>漁業時期は、10月1日から翌年6月30日までの期間とする。ただし、期間変更への要望は、関係漁業者との調整が図られている場合に対応する。</u></p> <p>(ロ) 漁場行使率は、漁場により環境条件が異なるので、それぞれの漁場における実績に基づいて適正に定める。</p> <p>(エ) <u>新規の漁業権の存続期間については、必要に応じて5年より短い期間を定めることがある。</u></p>	<p>・免許方針作成時(R4.7)において、具体的ではないものの期間延長の要望があがっている。</p>	<p>・漁業権の存続期間については、法第75条に規定</p>
	<p>オ その他藻類養殖業</p> <p>[現況]</p> <p><u>消費者の健康志向の影響で藻類への注目が集まる中、新たな収入源として、わかめやこんぶ養殖と同様の施設での養殖が可能な、ひじき、あかもく等の要望がある。</u></p>		
	<p>[方針]</p> <p>(6) その他の養殖業の方針を参照</p>		
<p>(5) かき垂下式養殖業 [H29年]</p> <p>[現状]</p> <p>平成27年度におけるかき垂下式養殖業は、経営体数65、養殖施設数214台、むき身生産量106トン、生産額は2億円程度(香川県水産課調べ)である。平成22年度に比較して生産量は39%の減であり、生産量は年変動が大きい。</p> <p>近年、殻付きかきの需要増大とともに直販方式の導入などから、経営は比較的安定している。また、県下、2漁協でカキ祭りを毎年開催し、それぞれ商標登録、漁場を表示した包装資材を利用する等の販売促進にも積極的に取り組んでおり、消費者に対して県内産かきの認知度はかなり高まってきている。</p> <p>養殖生産状況について、種苗は全て県外から購入しており、危険分散のためより多くの産地から導入するなどの対策が必要である。また、海況や漁場環境に起因するへい死、脱落の問題は依然として残っており、生産量の年変動の一因となっている。このため、良質な種苗の導入、適正な養殖管理と漁場行使による生残率向上に努める必要がある。</p> <p>本県の経営体は、総じて規模が小さく、漁家経営の中心とはなり難いが、副業的には安定した経営が見込めることから、密殖を避けて適正な養殖管理を徹底すること、漁場環境の保全に努めて漁場老化を防止すること等により、ある程度</p>	<p>(2) 貝類垂下式養殖業</p> <p>ア かき垂下式養殖業</p> <p>[現状]</p> <p>令和2年度におけるかき垂下式養殖業は、経営体数55、養殖施設数213台、むき身生産量142トンである。平成27年度と比較して経営体数は減少しているが、生産量については、年変動が大きいものの増加している。養殖方法は垂下式が主流であるが、近年はかごを使用したシングルシード(一粒がき)の養殖が全国的に増加傾向にあり、本県でも1漁協で導入されている。</p> <p>また、2漁協では、それぞれブランド化にも積極的に取り組んでおり、<u>県内産かきに関する消費者の認知度は向上している。</u></p> <p>本県の経営体は、規模は小さいものの、需要は安定しており、秋から春に安定した収入が見込める。密殖を避けて適正な養殖管理を徹底すること、漁場環境の保全に努めること、県外から導入する良質な種苗の安定確保等により、ある程度の生産の増大は可能と考えられる。一方、<u>貝毒及び原因プランクトンの監視等による安全性確保、かきの排せつ物等による海底環境の悪化の防止、かき剥きの際に多量に発生するかき殻の取り扱い等、漁場環境への配慮や衛生管理の徹底、廃棄物の適正処理、資源化の検討が求められる。</u></p>		<p>・改正食品衛生法の施行(令和3年6月)に伴い、許可営業を行う場合の施設基準が変更となるため注意が必要。</p>

平成29年(24年)作成 免許方針	令和4年作成(案) 免許方針	考え方	備考
<p>の生産の増大は可能と考えられる。しかしその一方で、かき殻処理の課題の解決に向けた努力が今後も必要である。</p> <p>外国産かきの輸入、産地偽装、貝毒プランクトンの発生による出荷自粛、ノロウイルスを原因とする食中毒の発生による風評被害に伴う消費の低迷等の問題があり、より一層の品質管理の徹底と消費者に対する安全・安心な食品であることの積極的なPRが必要である。</p>			
<p>[方針] [H29年]</p> <p>① 今後も消費の拡大が見込めることから、漁場の拡張については、潮流、水深等の漁場環境を十分考慮して、弾力的に対応する。</p> <p>② 漁期は1月1日から12月31日までとし、漁場行使率は15分の1以下を目安とする。</p> <p>③ 生産物の衛生管理やかき殻の処理、漁場改善のための海底耕うん等については、生産計画の中で十分検討する。</p> <p>④ 漁協等が漁場改善計画を作成している漁場では、計画により定める適正養殖可能数量を厳守する。</p> <p>⑤ 同一手法によるいわがき養殖業も含めるものとする。</p>	<p>[方針]</p> <p>(7) <u>安定した消費が見込めることから、漁場の拡張については、潮流、水深等の漁場環境を十分に考慮する場合に、海区漁場計画に設定する。</u></p> <p>(イ) <u>漁業時期は1月1日から12月31日までとする。</u></p> <p>(ロ) <u>漁場行使率は15分の1以下を目安とする。</u></p> <p>(ハ) <u>いわがき垂下式養殖業も含めるものとする。</u></p> <p>(ニ) <u>漁協等が漁場改善計画を作成している漁場では、計画により定める適正養殖可能数量を厳守する。</u></p> <p>(ホ) <u>その他留意事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>生産量の増大を図るためには、通年出荷が可能な三倍体技術を活用した、シングルシードの導入も視野に、新たな販路開拓が必要となる。</u> ・<u>生産物の衛生管理やかき殻の処理、漁場改善のための海底耕うん等については、事業計画の中で十分に検討する。</u> 		
<p>(6) あかがい垂下式養殖業 [H29年]</p> <p>[現況]</p> <p>平成27年度におけるあかがい垂下式養殖業は、経営体数が5、生産量6.0トン(香川県水産課調べ)で、平成22年度以降横ばい傾向にあり、近年の生産量は、年変動があるものの、5トンから10トン程度で推移している。</p> <p>種苗は、県外産の種苗を地元で中間育成して使用していることから、種苗の安定確保に課題を残している。</p> <p>あかがいの価格は、一時期、輸入物におされて低迷した時期もあったが、現在は比較的安定している。本県産あかがいは阪神を中心に出荷されており、今後とも安定した経営のためには出荷の時期や数量の調整並びに共同出荷体制の整備などが不可欠である。</p> <p>あかがい養殖は、餌料を必要とせず、養殖施設も比較的簡易であることから、種苗費以外には大きな経費はかからないので、着業は比較的容易である。経営の安定を図るためには、あかがい養殖に適した漁場環境を維持することにより、生残率や品質の向上を図ることが必要である。</p> <p>貝毒プランクトンの発生による出荷停止や食中毒事故の風評被害などの不安定要素があり、厳格な品質管理と安全・安心な食品であることの積極的なPRが必要である。</p>	<p>イ あかがい垂下式養殖業</p> <p>[現況]</p> <p>令和2年度におけるあかがい垂下式養殖業は、6経営体、生産量0.7トンで、<u>経営体数は平成22年度以降横ばい傾向にあるが、生産量は平成27年以降、年々減少している。</u></p> <p>種苗は、県外産の種苗を地元で中間育成して使用していることから、種苗の安定確保に課題を残している。</p> <p>あかがいの価格は、輸入品におされて低迷した時期もあったが、現在は比較的安定している。<u>一方、貝毒及び原因プランクトンの発生による出荷停止は経営リスクとなっている。</u>あかがい養殖は、<u>無給餌養殖のため、種苗費以外には大きな経費はかからず、着業は比較的容易である。</u>経営の安定を図るためには、あかがい養殖に適した漁場環境を維持することにより、生残率や品質の向上を図ることが必要である。</p>		
<p>[方針] [H29年]</p> <p>① 種苗の供給を県外に依存していることから、養殖数量の維持に不安定要素がある。今後、高品質な種苗を安定的に供給するための体制整備が必要である。</p> <p>② 販路については、現在ほぼ確保できている状況であるが、今後、生産量の増大を図るため、新たな販路開拓に取り組むことも必要である。</p> <p>③ あかがい養殖は、比較的容易に取り組むことができるうえに、ある程度の需要増大が見込めることから、漁場の拡張については弾力的に対応することとする。なお、養殖の適否が漁場環境、特に底質や夏期の底層水温に左右</p>	<p>[方針]</p> <p>(7) <u>あかがい養殖は、養殖の適否が漁場環境、特に底質や夏期の底層水温に左右されるため、環境条件等を勘案して適当と判断される場合に、海区漁場計画に設定する。</u></p> <p>(イ) <u>漁業時期は1月1日から12月31日までとする。</u></p> <p>(ロ) <u>漁場行使率は使用するかごの形態等により若干異なるが、概ね50分の1を目安とする。</u></p>		

平成29年(24年)作成 免許方針	令和4年作成(案) 免許方針	考え方	備考
<p>されるので、新規漁場については水産試験場の意見を聴くことを条件とする。</p> <p>④ 漁期は1月1日から12月31日までとし、漁場行使率は使用するかごの形態等により若干異なるが、概ね50分の1を目安とする。</p>			
	<p>ウ あさり垂下式養殖業</p> <p>[現況]</p> <p>あさり垂下式養殖業は、地まき式養殖に比べ、砂をかまない、あさりの身入りが良くなる等の長所があり、本県では1経営体が養殖している。冬季に中間種苗を導入し、春から初夏にかけて販売する形態をとっている。</p>		
	<p>[方針]</p> <p>安定した種苗が確保でき、環境条件等を勘案して適当と判断される場合に、海区漁場計画に設定する。</p>		
	<p>(3) 貝類小割式養殖業</p> <p>ア あわび小割式養殖業</p> <p>[現状]</p> <p>県内1地区において、わかめ・こんぶ養殖と複合的に養殖が行われている。導入種苗の品質に生産状況が左右されるとともに、「アワビヘルペスウイルス感染症」、「アワビの細菌性膿疱症」が特定疾病に指定されていることから、種苗導入時の着地検査の実施、定期的な飼育管理状況の確認が必要である。</p>		
	<p>[方針]</p> <p>安定した餌が確保でき、環境条件等を勘案して適当と判断される場合に、海区漁場計画に設定する。</p>		
<p>(7) 真珠養殖業 [H24年]</p> <p>[現況]</p> <p>平成22年度における真珠養殖業は、経営体数1、真珠浜揚量75kgであり、24年10月現在、2件の免許があるのみである。</p> <p>中国などの生産量が急増し、国内でも安価な輸入品が流通するようになり、国産品は高品質の製品をめざした生産が中心となっている。国による養殖数量割当制度の廃止に伴って産地間競争が激化し、市場における大手企業の撤退が相次いだため、更に厳しい状況となっている。</p>		<p>・令和2年度における真珠養殖業は、1件の免許があるものの、休業中であり、切替えの見込みもない。真珠養殖を取り巻く環境は、低価格な輸入品との競合や有害赤潮の発生等による生産性の低下など、厳しいことが見込まれる。よって、新規での海区漁場計画は作成しない方針とし、免許方針からも削除する。</p>	
<p>[方針] [H24年]</p> <p>① 経営環境が厳しく、真珠の需要増大も見込めないことから、現行の漁場面積の範囲でのみ漁場計画を樹立する。経営者免許であるので、地元漁業者との調整を十分に行い、漁場を適正に行使することを基本とする。</p> <p>② 漁期は5月1日から翌年1月31日までとし、漁場行使率は筏1台80連(つり)100mとして、1台あたり500m²を目安とする。</p>			
<p>(8) 魚類小割式養殖業〔くろまぐる養殖業を除く〕 [H29年]</p> <p>[現況]</p> <p>平成27年における魚類小割式養殖業は、本県の海面養殖生産量28,415トンのうち約3割の8,420トンを占めており、魚種別では、ぶり類が41経営体で7,649トン(うち、ぶり5,486トン、かんぱち2,164トン)、まだいが15経営体で422トンとなっているほか、ふぐ類が12経営体で212トン、その他の魚類(めばる、すずき、トラウトサーモン(海面養殖ニジマス)等)が17経営体で137トン生産されている。</p>	<p>(4) 魚類小割式養殖業〔くろまぐる養殖業を除く〕</p> <p>[現況]</p> <p>令和2年における魚類小割式養殖業は、本県の海面養殖生産量22,905トンのうち約3割の7,940トンを占めており、魚種別では、ぶり類が35経営体で7,079トン(うち、ぶり5,366トン、かんぱち1,713トン)、まだいが10経営体で492トンとなっているほか、ふぐ類が8経営体で176トン、その他の魚類(めばる、すずき、トラウトサーモン(海面養殖ニジマス)等)が15経営体で193トン生産されている。</p> <p>いずれの魚種も、餌料費や種苗費等の生産コストの上昇、労働力不足、魚病や赤潮</p>		

平成29年(24年)作成 免許方針	令和4年作成(案) 免許方針	考え方	備考
	<p>等の発生リスクを抱えている。このような中、関係団体と連携し、オリーブハマチに続くオリーブマダイの開発や、さけ類養殖の生産拡大等に取り組まれている。また、新たなオリーブ水産物として、オリーブサーモンの開発が期待されている。</p>		
<p>① ぶり類 (H29年)</p> <p>はまちについては、全国規模での生産調整が続いているため、本県においても着業尾数を制限している。平成27年の生産量は5,486トンであり、これは平成22年の98%であり、経営体数は43経営体から41経営体とほぼ横ばい傾向にある。本県のぶり類生産量は全国第7位(平成27年)で全国生産の5.5%を占めているが、価格は全国の生産状況と連動して変化することから、本県の生産が直ちに販売価格に影響するものではない。</p> <p>平成19年度のハマチ養殖80周年記念事業を契機に、県産はまち・ぶりのブランド化が進み、「かがわブランドハマチ三兄弟」を中心に業界と一丸となった販売促進を展開している。近年の価格低迷により、養殖数量の増大よりも日常の養殖管理の改善による品質向上とそれに見合う適正価格での販売が可能となるような流通システムの構築に努め、ブランド魚としての更なる地位の確立を目指している。そのうち「オリーブハマチ」「オリーブぶり」は、香川県水産基本計画の目標として平成32年度までに350千尾の生産を目指している。</p> <p>かんぱちについては、平成2年に本県に導入されて以来、はまちからの転換により順調に生産を増やし、平成13年度には養殖数量が1,000千尾を上回り、平成20年度までほぼ1,000千尾前後を養殖していたが、その後減少し、平成22年度以降は500～800千尾で推移し、平成27年度は733千尾であった。</p> <p>ぶり類の養殖は、はまちとかんぱちの両魚種を養殖している経営体が多く、近年は天然種苗の増減により種苗の供給が不安定となるため、種苗価格や市況を考慮して、はまちとかんぱちの導入割合を年毎に変化させ、経営の安定化を図っている業者が多い。安定した経営を営むため、漁業収入安定対策事業への加入や固定費削減による生産コストの低減をより一層進めている。</p> <p>はまちとかんぱちは、2年魚の種苗を県外から搬入する養殖形態で行われているが、一部で当年魚を養殖する業者も見られる。</p>	<p>ア ぶり類</p> <p>本県のぶり類生産量は全国第7位(令和2年)で全国生産の5.1%を占めている。価格は全国の生産状況と連動して変化することから、本県の生産が直ちに販売価格に影響するものではない。</p> <p>かんぱちについては、平成27年度は733千尾であった養殖数量が令和2年には495千尾と3割減となっている。</p> <p>ぶり類の養殖は、はまちとかんぱちの両魚種を養殖している経営体が多く、天然種苗の増減により種苗の供給が不安定となるため、種苗価格や市況を考慮して、はまちとかんぱちの導入割合を年毎に変化させ、経営の安定化を図っている経営体が多い。安定した経営を営むため、漁業収入安定対策事業への加入や固定費削減による生産コストの低減をより一層進めている。</p> <p>はまちとかんぱちは、2年魚の種苗を県外から搬入する養殖形態で行われているが、一部で当年魚を養殖する経営体も見られる。</p>		
<p>② たい類 (H29年)</p> <p>平成27年のまだい養殖については、平成22年と比較して経営体数は67%の14に減少し、生産量は約4割の422トンとなっている。</p> <p>まだいは、養殖技術の改良や省力化、人工種苗の安定供給、餌料の改善などにより安定的に生産できる魚種であるが、全国の養殖数量の増減等に伴って販売価格が変動することから、全国の生産状況等の影響を受けて県内の生産は大きく変動する傾向がある。</p>	<p>イ たい類</p> <p>まだいは、養殖技術の改良や省力化、人工種苗の安定供給、餌料の改善等により安定的に生産できる魚種であるが、全国の養殖数量の増減等に伴って販売価格が変動することから、県内の生産は他の魚種と組み合わせて養殖する経営体が多い。</p>		
	<p>ウ とらふぐ</p> <p>以前から魚病による被害軽減、安定生産が技術面での課題となっている。一方で、とらふぐは人工種苗のため安定して確保できること、ぶり類に比べて餌料費を低く抑えることができ越冬も可能であること、また、高級食材としての需要が多く販売単価も高いことから、魚類養殖としては専業で取り組んでいる経営体もいる。</p>		
	<p>エ さけ類</p> <p>平成23年度から始まったトラウトサーモン(海面ニジマス)養殖は、冬季の魚類養殖業として定着しているが、全国的にさけ類養殖が盛んになったことから種苗不足が生じており、さらには、種苗を県外から導入する際の輸送コストが経費負担を増加させている。そこで、水産試験場では本県海面に適した本県産種</p>		

平成29年(24年)作成 免許方針	令和4年作成(案) 免許方針	考え方	備考
<p>③ その他の魚種 [H29年]</p> <p>すずきは、平成2年に初めて統計値が公表されて以来急速に生産を伸ばしてきた魚種であるが、平成7年の1,396千尾をピークに養殖尾数は減少し、平成27年は3経営体が69千尾の養殖を行った。すずき養殖に用いられるのは、在来種ではなく「タイリクスズキ(中国すずき)」と呼ばれる種類で、種苗は海外に依存している。養殖技術が比較的容易であり、副業的に養殖されている。</p> <p>とらふぐの生産量は、近年150～250トン程度で、平成22年には24経営体があったが、平成27年は12経営体になった。従来より魚病による被害軽減が技術面での課題となっている。外国産の輸入も定着しているが、安全安心を求める消費者ニーズによって国内産の販売は比較的安定している。</p> <p>くろそいは、県内でも限られた地区で養殖が行われており、販路も確立されている。種苗は人工種苗が用いられているが、近年は魚価が低下し、代わってめばる・かさご養殖に転換する業者が増えている。</p> <p>めばる・かさごは、夏場の高水温時以外は養殖も容易であるが、他魚種に比べ天然資源量も多いことから、規模の拡大については安定して出荷できる販路の確保が課題となる。</p> <p>その他の魚種では、従来の手法とは異なる自動給餌機を用いたトラウトサーモン(海面ニジマス)養殖が平成25年度から行われるようになり、ブランド魚として期待されている。その他ではシマアジ、ヒラマサなどが養殖されているが経営体数、生産量は少なく、主要魚種の養殖の副次的な位置づけとして行われている。</p> <p>ひらめ養殖は、人工種苗が安定的に供給され、養殖技術も確立されているが、安価な輸入物により魚価が低下したこと、さらにクドアによる食中毒により需要が激減したことから、平成25年度以降養殖されていない。</p> <p>本県の魚類養殖業は、全国に先がけて発展し、現在その生産額は本県漁業を支える最大のものとなっている。しかし、依然として魚病発生などにより被害を受ける漁場があり、魚類養殖に好適な環境を維持、保全することが必要不可欠である。</p> <p>また、それぞれの経営体に見合った適正な養殖規模と漁場の適正利用並びに養殖管理の改善等による合理的な経営に努める必要がある。</p> <p>本県の魚類養殖業は、全国に先がけて発展し、現在その生産額は本県漁業を支える最大のものとなっている。しかし、依然として魚病発生などにより被害を受ける漁場があり、魚類養殖に好適な環境を維持、保全することが必要不可欠である。</p> <p>また、それぞれの経営体に見合った適正な養殖規模と漁場の適正利用並びに養殖管理の改善等による合理的な経営に努める必要がある。</p>	<p><u>苗の開発に取り組んでいる。</u></p> <p>オ その他の魚種</p> <p>その他では<u>めばる、すずき、くろそい、しまあじ、ひらまさ</u>などが養殖されているが経営体数、生産量は少なく、主要魚種の養殖の副次的な位置づけとして行われている。</p> <p>本県の魚類養殖業は、全国に先がけて発展し、現在その生産額は本県漁業を支える最大のものとなっている。しかし、依然として<u>赤潮</u>や魚病発生により被害を受ける漁場があり、魚類養殖に好適な環境を維持、保全することが必要不可欠である。</p> <p>また、それぞれの経営体に見合った適正な養殖規模と漁場の適正利用並びに養殖管理の改善等による合理的な経営に努める必要がある。</p>		
<p>[方針] [H29年]</p> <p>① ぶり類については、依然として全国的な生産調整が行われているので、引き続き現行の漁場面積の範囲内で免許する。</p> <p>② まだい及び雑魚については、対象魚種の生産計画を考慮して弾力的に対応するが、よりの確かな生産計画を作成し、安定経営が行えることを条件として免許する。</p> <p>③ 赤潮、自家汚染等漁場環境の問題により、抜本的な漁場見直しが必要な地区については、香川県魚類養殖指導指針に基づいて対処する。</p> <p>④ 漁業の種類区分については、「魚類小割式養殖業〔くろまぐる養殖業を</p>	<p>[方針]</p> <p>ア 漁業時期については、(ぶり類)は3月15日から翌年2月15日までの間の<u>適当な期間、ぶり類以外の魚種については1月1日から12月31日までの間の適当な期間とする。</u></p> <p>イ 漁場行使率は15分の1から20分の1を目安とする。</p> <p>ウ <u>漁協等が作成する漁場改善計画において、適正養殖可能数量が定められている魚種については、その数量を厳守する場合には、海区漁場計画に設定する。</u></p> <p>エ <u>その他留意事項</u></p> <p>・魚類養殖自体による漁場環境の悪化を防止するため、香川県魚類養殖指導</p>	<p>・香川県魚類養殖指導指針において定められている漁場面積行使率の目安を記載。</p>	

平成29年(24年)作成 免許方針	令和4年作成(案) 免許方針	考え方	備考
<p>除く]とする。</p> <p>⑤ 養殖魚類の区分については、魚種の特性や生育環境等により、はまち、かんばち、ひらまさを対象魚種とする(ぶり類)、まだいを対象魚種とする(まだい)及びその他の魚種を対象魚種とする(雑魚)の3区分とする。</p> <p>⑥ 漁期については、(ぶり類)は3月15日から翌年2月15日までの間の適当な期間、(まだい)及び(雑魚)は1月1日から12月31日までの期間とし、漁場行使率は15分の1から20分の1を目安とする。</p> <p>⑦ 養殖尾数については、漁協等が作成する漁場改善計画において定める適正養殖可能数量を厳守する。</p>	<p><u>指針に基づいて養殖漁場の環境管理を適切に行うものとする。</u></p> <p><u>・赤潮、酸素減少による被害防止を図るため、漁場の監視を適切に行うものとする。</u></p>		
<p>(9) くらまぐろ小割式養殖業 [H29年]</p> <p>[現況]</p> <p>平成24年の漁業権一斉切替え時に設定されたが、平成29年8月現在まで香川県でくらまぐろ養殖の実績は無い。</p> <p>近年、国際社会では、くらまぐろの資源管理への関心が高まっており、平成22年5月に国として、太平洋くらまぐろの資源管理措置に率先して取り組む方針が発表された。その中で、未成魚の漁獲を抑制・削減し、親魚資源量が中長期的に適切な範囲内に維持されるよう管理するとの方針が示された。</p> <p>そこで、養殖業管理として養殖実態を正確に把握するため、漁業権の漁業種類を「くらまぐろ養殖業」と特定して養殖場を登録すること、養殖実績の提出が義務化された。このため、県に対しては、くらまぐろ養殖業とその他の魚類養殖業とを区別して決定等する指示がなされ、くらまぐろ養殖場の特定と実態報告することが通知されている。</p> <p>くらまぐろ養殖業は、主に天然種苗を利用しており、漁場の新たな設定は未成魚の漁獲圧力の増加につながり、新規の着業は困難な状態である。また、人工種苗を用いたくらまぐろ養殖業の場合でも、国との事前協議が必要である。</p>	<p>(5) くらまぐろ小割式養殖業</p> <p>[現況]</p> <p>平成24年の漁業権一斉切替え時に設定されたが、<u>令和4年7月</u>現在まで香川県でくらまぐろ養殖の実績は無い。</p> <p>近年、国際社会では、くらまぐろの資源管理への関心が高まっており、平成22年5月に国として、太平洋くらまぐろの資源管理措置に率先して取り組む方針が発表された。その中で、未成魚の漁獲を抑制・削減し、親魚資源量が中長期的に適切な範囲内に維持されるよう管理するとの方針が示された。</p> <p>そこで、養殖業管理として養殖実態を正確に把握するため、漁業権の漁業種類を「くらまぐろ養殖業」と特定して養殖場を登録すること、養殖実績の提出が義務化された。このため、県に対しては、くらまぐろ養殖業とその他の魚類養殖業とを区別して決定等する指示がなされ、くらまぐろ養殖場の特定と実態報告することが通知されている。</p> <p>くらまぐろ養殖業は、主に天然種苗を利用しており、漁場の新たな設定は未成魚の漁獲圧力の増加につながり、新規の着業は困難な状態である。また、人工種苗を用いたくらまぐろ養殖業の場合でも、国との事前協議が必要である。</p>		
<p>[方針] [H29年]</p> <p>① 天然種苗を用いたくらまぐろ小割式養殖業は、免許しない。</p> <p>② 人工種苗を用いたくらまぐろ養殖の場合は、水温等を勘案した具体的な養殖計画や、制限又は条件に人工種苗による活込みに限る旨を明記し厳格な行使体制が確立されること、他の漁業権漁業や許可漁業など地元関係者との協議が整った場合に限り、漁場計画の樹立を検討する。</p>	<p>[方針]</p> <p>ア 天然種苗を用いたくらまぐろ小割式養殖業は<u>海区漁場計画に設定しない。</u></p> <p>イ 人工種苗を用いたくらまぐろ養殖の場合は、水温等を勘案した具体的な養殖計画や、条件に人工種苗による活込みに限る旨を明記し厳格な行使体制が確立されること、他の漁業権漁業や許可漁業など地元関係者との調整が図られている場合に限り、<u>海区漁場計画に設定する。</u></p>		
<p>(10) その他の養殖業 [H29年]</p> <p>[方針]</p> <p>① 魚類</p> <p>新魚種については、事業計画の内容を検討したうえで、適当と認められるものについては、魚類小割式養殖業〔くらまぐろ養殖業を除く〕(雑魚)として漁場計画を樹立する。</p> <p>② 貝類</p> <p>種苗の確保、経営の安定等に問題のある品種については、漁場計画を樹立しない。状況が好転したもの又は新品種については、弾力的に対応するものとする。</p> <p>③ 藻類</p> <p>事業計画の内容を検討したうえで、水産試験場による漁場環境の適地調査の実施を前提条件として漁場計画の樹立を検討する。</p> <p>④ その他の水産動植物</p> <p>その他の水産動植物の新品種については、その都度弾力的に対応するものとする。</p>	<p>(6) その他の養殖業</p> <p>[方針]</p> <p>ア 藻類</p> <p><u>種苗の確保、経営の安定等に問題のある養殖対象種については、海区漁場計画に設定しない。栄養塩類の濃度、水温、食害生物の存在、潮流等の漁場環境に大きく影響を受けることに留意する。</u></p> <p>イ 魚類</p> <p><u>漁場の環境特性を十分考慮するとともに、市場性、成長特性、耐病性等を総合的に検討する。</u></p> <p>ウ その他</p> <p>その他については、その都度弾力的に対応するものとする。</p> <p><u>ア～ウのいずれの場合も、基本的に水産試験場等による適地調査の実施を前提条件とし、事業計画の内容を検討した上で、適当と認められるものについて海区漁場計画に設定する。</u></p>		

平成29年(24年)作成 免許方針	令和4年作成(案) 免許方針	考え方	備考
<p>3 第三種区画漁業 [H29年]</p> <p>(1) あかがい養殖業</p> <p>[現況]</p> <p>平成28年度におけるあかがい地まき養殖業は、経営体数0であり、休業状態である。ヒトデ等による食害や小型機船底びき網漁業による密漁など管理上の問題があつて安定した生産ができない。</p> <p>[方針]</p> <p>① 養殖経営の安定の面からは問題が多い養殖であるので、過去において成果が得られなかった漁場については、漁場計画を樹立しない。</p> <p>② 新規漁場については、養殖計画を検討し、適当と認められるものについてのみ漁場計画を樹立する。漁場の適否が養殖の成否に大きく影響することから、新規漁場及び代替漁場については、水産試験場による適地調査の実施を前提条件とする。</p> <p>③ 小型機船底びき網漁業の禁止区域内に漁場を設定する 경우가多いが、生産物の取り上げ時には資源保護上、漁具、期間、従事する漁船の隻数等を制限する。</p>	<p>3 第三種区画漁業</p> <p>(1) 貝類地まき式養殖業</p> <p>ア あかがい地まき式養殖業</p> <p>[現況]</p> <p>令和2年度におけるあかがい地まき養殖業は、経営体数0であり、休業状態である。ヒトデやエイによる食害等の問題があつて安定した生産ができない。</p> <p>[方針]</p> <p>新規の漁業権については、養殖計画を検討し、適当と判断される場合に限り、<u>海区漁場計画に設定する。</u></p>	<p>・単に放苗するだけで、計画的な管理や収穫が行われないものは、第一種共同漁業として扱うことも検討する(あさり・はまぐり地まき式養殖業も同じ)。</p>	<p>・区画漁業については、養殖目的物を散逸させずその区域内に保有でき、これを把握・管理できるように他の水面から区画された水面において、収穫の目的をもって、養殖目的物の発生・成育を助長させる特別の人為的手段を継続反復して施すことが必要とされている(逐条解説p164注1)。</p>
<p>(2) あさり、はまぐり養殖業 [H29年]</p> <p>[現況]</p> <p>あさり地まき養殖については、中讃地区と三豊地区に免許があり、はまぐり地まき養殖については、三豊地区に免許がある。これらは干潟を利用した小規模なものであり、密漁等の管理上の問題から平成28年度現在、一部を除いて休業している。</p> <p>[方針]</p> <p>潟域の有効利用を目的として、種苗放流や積極的な管理により生産性の向上に努めることを条件に既存の漁場及びその周辺において、環境条件等を勘案して適当と判断される場合に限り、免許する。</p>	<p>イ あさり・はまぐり地まき式養殖業</p> <p>[現況]</p> <p>いずれも三豊地区に免許があるが、これらは干潟を利用した小規模なものであり、<u>放苗数量は少量にとどまっている。</u></p> <p>[方針]</p> <p>干潟域の有効利用を目的として、種苗放流や積極的な管理により生産性の向上に努めることを条件に既存の漁場及びその周辺において、環境条件等を勘案して適当と判断される場合に限り、<u>海区漁場計画に設定する。</u></p>		
<p>(3) その他の貝類等養殖業 [H29年]</p> <p>[方針]</p> <p>現状において養殖対象種となっていない新たな品種については、潮流の状況や水温変化などの漁場環境面、種苗の供給状況、生産物の販売・流通状況等の経営面のほか、漁場の積極的な管理等技術的な面も含めた総合的な見地から、適当と判断される場合には漁場計画を検討するものとする。</p>	<p>ウ その他貝類</p> <p>[方針]</p> <p>現状において養殖対象種となっていない新たな品種については、潮流の状況や水温変化等の漁場環境面、種苗の供給状況、生産物の販売・流通状況等の経営面のほか、漁場の積極的な管理等技術的な面も含めた総合的な見地から、適当と判断される場合には<u>海区漁場計画に設定する。</u></p>		
<p>第4 定置漁業 [H29年]</p> <p>1 あじ定置網漁業</p> <p>[現況]</p> <p>定置網漁業は経営者免許で、広い海域をほぼ独占的に使用することから、同じ海域で操業する他の漁業との円滑な漁場利用に配慮が必要である。現在の免許は4件、経営体数は2である。平成27年から平成28年の漁獲量は100トン前後で推移している。</p> <p>漁獲の対象がいわし、あじ、さば等の回遊魚であることから、不安定な漁獲状況が続いており、近年の魚価低迷の影響を受けて経営は厳しい状況にある。</p> <p>漁期延長(4月1日～12月31日)についての要望があるが、許可漁業や他の漁業権漁業関係者との漁業調整が整っていない。</p> <p>[方針]</p> <p>① 漁場の独占排他性が最も強い漁業であり、大きな資本力を要するので、新規免許は考えられず、既存の免許漁場においてのみ免許する。</p> <p>なお、操業期間の延長等の免許の内容の変更は、他の許可漁業や漁業権漁</p>	<p>第5 定置漁業</p> <p>1 あじ定置網漁業</p> <p>[現況]</p> <p>定置網漁業は、<u>漁業権者に直接免許される個別漁業権(団体漁業権以外の漁業権で、漁業権者が自らその内容たる漁業を営むもの)</u>で、広い海域をほぼ独占的に使用することから、同じ海域で操業する他の漁業との円滑な漁場利用に配慮が必要である。<u>令和2年度の免許は4件、経営体数は2で漁獲量は216トンである。</u></p> <p>漁獲の対象がいわし、あじ、さば等の回遊魚であることから、不安定な漁獲状況が続いており、近年の魚価低迷の影響を受けて経営は厳しい状況にある。</p> <p>[方針]</p> <p>(1) 漁場の独占排他性が最も強い漁業であり、大きな資本力を要するので、新規免許は考えられず、既存の漁場においてのみ<u>海区漁場計画に設定する。</u></p> <p>なお、操業期間の延長等の変更は、他の<u>漁業権漁業や許可漁業</u>など地元関係者間で調整が図られていることが必要である。</p> <p>(2) 漁具の設置は1漁業権につき1統とする。</p>		<p>・令和3年度(6/1-12/31)の漁獲量は160トン。他魚種と併せて令和2年度のみを表記とした。</p>

平成29年(24年)作成 免許方針	令和4年作成(案) 免許方針	考え方	備考
<p>業など地元関係者間で調整が整うことが大前提である。</p> <p>② 漁具の設置は1漁業権につき1統とする。</p>			
	<p>第6 参考資料</p> <p>1 国からの通知</p> <p>(1) <u>改正漁業法に基づく海面利用制度等の運用について(海面利用制度等に関するガイドライン(令和2年6月30日付け2水管第499号水産庁長官通知)</u> https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/kaikaku/attach/pdf/suisankaikaku-39.pdf</p> <p>(2) <u>新たな漁業権を免許する際の手順及びスケジュールについて(令和3年9月7日付け3水管第1529号水産庁資源管理部管理調整課長・増殖推進部栽培養殖課長連名通知)</u> https://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/attach/pdf/gyogyouken_jouhou3-205.pdf</p> <p>(3) <u>海区漁場計画の作成等について(令和4年4月14日付け4水管第57号水産庁長官通知)</u> https://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/20220414.html</p> <p>2 統計値等 <u>農林水産省「海面漁業生産統計調査」、香川県水産課調べ</u></p>		